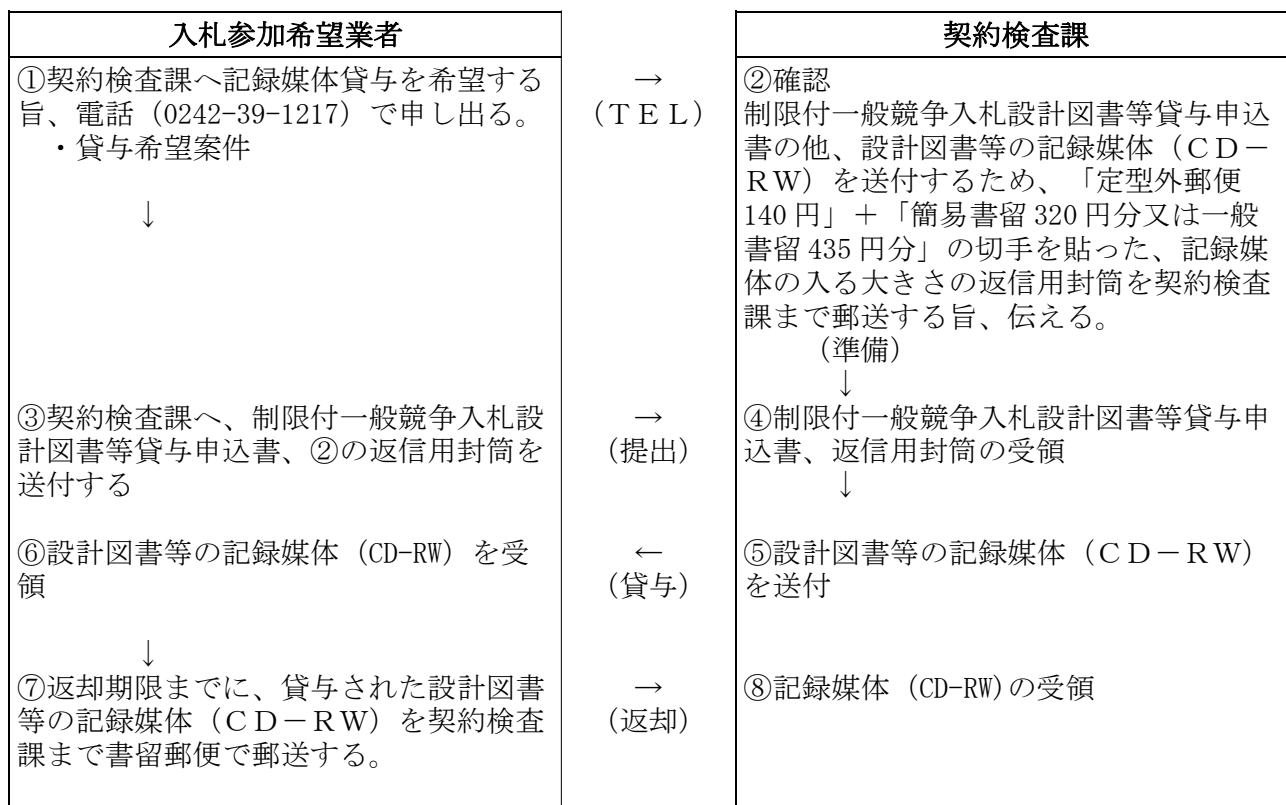


設計図書等の閲覧方法が記録媒体による貸与の場合（市外業者）

設計図書等の閲覧については、原則として電子閲覧による提供としておりますが、特許権や建物等情報の安全管理のため、記録媒体（CD-RW）による貸与（要返却）を行う場合があります。

入札公告において、設計図書等の閲覧方法に「記録媒体の貸与」とある場合には、以下の手順により入手してください。

《記録媒体貸与の流れ》



《注意事項》

- ① 貸与された記録媒体（CD-RW）を使用する前に、必ずウイルスチェックをお願いします。
 - ② 貸与された記録媒体（CD-RW）に、データの書き込みや削除は行わないでください。
 - ③ データでの貸与であり、紙での提供は行いません。
 - ④ 電子入札システム及び会津若松市ホームページで電子提供している案件は、貸与いたしません。
 - ⑤ 設計図書等の返却期限後の貸与は行いません。
 - ⑥ 記録媒体の転貸、複写等による配布は禁止いたします。
- ※ その他、不明な点がございましたら、契約検査課入札契約グループ（電話 0242-39-1217）までご連絡ください。